

平成29年6月定例会 議会運営委員会の概要

日時	平成29年 6月19日(月) 第1回	開会	午前 9時33分
		休憩	午前 9時51分
	第2回	再開	午前10時16分
		休憩	午前10時27分
	第3回	再開	午前11時57分
		散会	正午
	6月23日(金)	開会	午前 9時30分
		散会	午前 9時37分
	6月26日(月)	開会	午後 3時51分
		休憩	午後 4時 5分
		(休憩のまま散会)	
	6月27日(火) 第1回	開会	午前 9時35分
		休憩	午前 9時45分
	第2回	再開	午後 0時16分
		散会	午後 0時24分
	6月29日(木) 第1回	開会	午前 9時40分
		休憩	午前 9時46分
	第2回	再開	午後 0時18分
		散会	午後 0時21分
	7月 7日(金) 第1回	開会	午前 9時38分
		休憩	午前 9時44分
	第2回	再開	午後 1時50分
		閉会	午後 1時55分

場所 議会運営委員会室

出席委員 諸井真英委員長

須賀敬史副委員長、塩野正行副委員長

岡地優委員、沢田力委員、神尾高善委員、田村琢実委員、本木茂委員、

宮崎栄治郎委員、小谷野五雄委員、野本陽一委員、水村篤弘委員、田並尚明委員、

権守幸男委員、石川忠義委員、秋山文和委員、木下博信委員

出席者 小林哲也議長、土屋恵一副議長

欠席委員 6月23日(金) 小谷野五雄委員 → 代理出席：長峰宏芳議員

6月29日(木) 第1回 田並尚明委員 → 代理出席：井上将勝議員

木下博信委員 → 代理出席：中川浩議員

説明者 奥野立副知事、砂川裕紀企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

平成29年6月定例会 議会運営委員会における発言
(平成29年6月19日(月)第1回)

委員長

1 知事追加提出議案についてだが、奥野副知事の説明を求める。

奥野副知事

委員長のお許しをいただいたので、最終日に追加提案をお願いしたいと考えている人事議案について、御説明申し上げます。

お手元の資料「平成29年6月定例会に追加提出する人事議案」を御覧願う。

その内容だが、教育委員会委員、監査委員及び公安委員会委員の任命及び選任についてである。埼玉県教育委員会委員に後藤素彦氏を新たに任命することについて、埼玉県監査委員に山本光紀氏を新たに選任することについて、埼玉県公安委員会委員に利根川洋二氏を新たに任命することについて、御同意をお願いするものである。経歴等については、お手元にお配りしてあるので、御覧いただきたいと存じる。

以上が、今定例県議会に追加提案させていただく議案の概要である。よろしく願います。

委員長

2 さきに閉会中の継続審査となっていた、第68号議案についての(1)文教委員会の審査結果についてだが、お手元の資料のとおり、文教委員長から審査結果の報告書の提出があったので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

本件については、本日の本会議の会期の決定後に上程することではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)文教委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(4)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 去る6月12日の議運で自民委員から発言のあった、議第8号議案「北朝鮮による弾道ミサイル等の発射に断固抗議し、我が国独自の制裁措置の一層の強化を求める決議」及び議第9号議案「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に係る経費の負担に関する決議」についてである。

まず、(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

石川委員

議第9号議案について、2点確認したい。1点目は、全ての経費の負担を受け入れないとの趣旨ではなく、5月31日に行われた関係自治体等連絡協議会における協議を踏まえた上で、県内が試合会場となり、その開催に関わる人件費等、通常の経費は認めないわけではないということによいか。2点目は、開会日に提案する理由について、考え方を確認したい。

本木委員

1点目についてであるが、通常の経費については、負担すべきものと考えている。2点目についてであるが、関係自治体等連絡協議会における4者合意において、大会関係経費のうち、割り振られていない350億円程度は、立候補ファイルを基本として今後整理・精査していくこととされた。そのため、大会組織委員会や東京都との整理・精査の進む前に、早期に本県議会としての意思を表明する必要があると考え、本日の提案に至ったものである。

秋山委員

私も提案者に名を連ねているが、我が会派は、意見書や決議は全会派一致を目指すべきものと考えているため、提案者からの削除をお願いする。

委員長

秋山委員に申し上げる。今配布されている議第9号議案には、秋山委員も提案者として名を連ねているが、削除することによいか。

秋山委員

提案者からは削除するようお願いする。

委員長

委員の皆様へ申し上げる。ただ今、秋山委員から申出があり、議第9号議案「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に係る経費の負担に関する決議」の提案者から削除されたいとのことであるが、削除することによいか。

< 了 承 >

野本委員

先ほどの石川委員の発言にある、通常の経費の負担は受け入れて構わないという部分だが、オリンピック等の開催に係るもので通常の経費というものはなく、それは負担できない。

石川委員

先ほどの質問の趣旨であるが、今回の決議は、全ての経費の負担を認めないわけではない

と受け止めている。例えば、競技会場となる市に県の職員が出向くということで人件費はかかり、多言語の表示をするのに県がある程度負担しなければならないこともあると思われる。そういった部分は、決議の趣旨から除かれるということを確認させていただいたものである。

野本委員

今回の決議の趣旨は、オリンピックと冠の付く出張は駄目だというものである。オリンピックの「オ」の字が付くものに、通常の経費というものはない。オリンピックに関する経費と通常の経費とをどう分けるか、線引きを行うものである。オリンピックに関する経費だからといって、埼玉県の予算を膨らませることは駄目だという趣旨である。現在の状況においては、大会組織委員会と東京都と開催県だけで通常の範囲とはここまでだということ进行调整し、埼玉県が負担する経費が膨らんでいく可能性がある。これに歯止めを掛けるため、今回決議をするものである。このような経費を認めた場合、地方自治法上及び地方財政法上の疑義が生じるため、決議を出した。我々の考え方として、通常の経費というものは当然負担するが、オリンピックに係る経費かどうか、きちんと線引きを行っておくべきだという話である。

石川委員

経費が膨らまないようにするためという趣旨は理解している。ただし、先ほども申し上げたとおり、人件費等、埼玉県が負担することも致し方ない部分もあると考えている。

野本委員

原理原則ということを知事が強調されているが、この原理原則というのは、オリンピックの組織委員会の中で決めた原理原則である。我々が守るべきは地方財政法上の原理原則である。そういったことを、きちんと線引きしようという話である。例えば、オリンピックにした関連した出張や人員の派遣といったことには、きちんと歯止めを掛けようという決議である。

石川委員

出張や人件費に関する経費も出さないということか。

野本委員

通常の人件費というのは、通常の行政上、一般の県の行政運営に係る経費である。

石川委員

提案者に確認させていただきたい。職員の派遣に関する経費の負担も認めないということではよいか。

野本委員

オリンピックに関する派遣については、認めない。

木下委員

オリンピックの開催運営に関する経費については、原則どおり東京都や組織委員会が負担し、通常の、埼玉県が行う行政として、例えばバスケットボールや自転車競技の世界大会を開催する際、警備のために警察官を配置することに要する費用といった、他の大会と同様、

行政が通常負担する費用については当然負担するが、オリンピックの大会運営に関することは、しっかり組織委員会と東京都が責任を持って負担すべきということによいか。

野本委員

そういうことである。重ねて申し上げれば、ラグビーワールドカップに関する事務というのは、開催県として、埼玉県は自治事務ということになるが、オリンピックは開催都市として、東京都の自治事務として処理すべきものである。このため、埼玉県が、オリンピックの「オ」の字が付くものについて、拡大解釈すべきでない。

小谷野委員

担当課がきちんと処理すべきものである。それ以外のものについては、野本委員が言われたように、やるべきではない。

木下委員

今、担当課という話があったが、例えば、オリンピック・パラリンピックが開催されることに伴い、県が自主的に観光開発や気運醸成に関する取組を行うことは構わないが、大会運営に係るものは、絶対的に組織委員会と東京都が負担すべきであり、そこはしっかり守るべきとの決議ということによいか。

小谷野委員

先ほど担当課が処理すべきと申し上げたのは、東京都が本来処理すべきオリンピックに関する業務を埼玉県が受けることは駄目ということである。

木下委員

仮に東京都からオリンピックに関する業務の委託を埼玉県が受けた場合は、それに係る経費をしっかりと東京都から受け取るべきである。原則を守るべきである。

石川委員

既に提案者に名前が記載されているので、会派として結論を出すため、協議させていただきたい。休憩を願う。

秋山委員

オリンピック以外の世界大会を埼玉県で開催する際、埼玉県が警備等の経費を負担しているが、今度のオリンピック開催に係るそのような経費を負担するのは駄目ということか、そうではないのか。

野本委員

そのような負担は受け入れないということで整理していきたいと考えている。埼玉県で競技は実施されるが、開催都市はあくまで東京都である。

委員長

石川委員に申し上げる。これまでの議論を踏まえ、会派として提案者からは離脱することか。

石川委員

離脱するとは言っていない。もう少し、会派内で協議をしたいということである。

委員長

離脱する可能性もあるということか。

石川委員

その可能性も否定できない。

田村委員

今回の決議は、埼玉県自治事務は埼玉県が責任を持って処理し、東京都自治事務は東京都がしっかりやってくださいという話である。その線引きをしっかりやりましょうという確認の意味の決議である。

石川委員

それを踏まえた上で、会派内で協議させていただきたい。

委員長

暫時、休憩する。

石川委員

もう一度、議第9号議案における通常の見費の考え方について、提案者から説明していただきたい。

本木委員

通常の見費とは、埼玉県自治事務の範囲内である。例えば、オリンピック・パラリンピック課の事務分掌において支出される見費は、通常の見費と考えている。

委員長

石川委員、提案者の変更はなしということによいか。

石川委員

はい。

委員長

議第9号議案については、皆様のお手元にお配りした議案のうち、提案者名から秋山委員の名前を削除した形で本会議に提出するというによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)提案説明の有無の確認についてだが、なしによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、これらの議案の取扱いについてだが、本日の本会議の知事の提案説明後に上程し、休憩の後、質疑を行うによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は、次の本会議休憩中速やかに、ということによいか。

< 了 承 >

委員長

4 質疑質問についての(1)質疑質問者氏名の確認についてだが、お手元の資料1によ

り、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

次に、(2) 質疑質問順位の決定についてだが、まず、6月23日(金)については、自民、民進・無所属、公明の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、6月26日(月)については、自民、県民、共産党の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、6月27日(火)については、自民、民進・無所属、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

本木委員

6月27日については、1番目が吉良英敏議員、3番目が宇田川幸夫議員で願います。

委員長

次に、6月28日(水)については、自民、公明、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

本木委員

6月28日については、1番目が金子勝議員、3番目が白土幸仁議員で願います。

委員長

次に、6月29日(木)については、全て自民であるので、自民の中で順位を調整すること
でよいか。

< 了 承 >

本木委員

6月29日については、1番目が松澤正議員、2番目が日下部伸三議員、3番目が宮崎栄
治郎議員で願います。

委員長

それでは、質問順位を確認する。

<委員長、調整結果（別紙）を読み上げる。>

委員長

5 意見書・決議案についてだが、本日御協議いただいている件を除き、件名については、一般質問中日・6月27日（火）、案文については、一般質問最終日・6月29日（木）、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力をお願いします。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・7月7日（金）の朝の議会運営委員会までに、御報告をお願いします。

委員長

6 議事日程の確認についてだが、事務局に日程を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

7 その他に入る前に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することでよいか。

< 了 承 >

委員長

その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、59番藤林富美雄議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、（2）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、議第8号議案及び議第9号議案の提案説明終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、議第8号議案及び議第9号議案に対する質疑等の発言通告の手続のため、午前11時30分を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、(3) 本会議開会時刻についてだが、準備ができ次第直ちに開会することによいか。

< 了 承 >

委員長

1 議第8号議案及び議第9号議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)委員会審査の省略の確認についてだが、省略することよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)討論の有無の確認についてだが、29番水村篤弘議員から議第9号議案に対する反対討論、40番新井豪議員から議第9号議案に対する賛成討論、18番井上航議員から議第9号議案に対する賛成討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(4)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

3 その他の(1)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・6月23日(金)の朝、午前9時30分とすることよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻だが、準備ができ次第、直ちに再開する。

平成29年6月定例会 議会運営委員会における発言
(平成29年6月23日(金))

委員長

1 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の変更についてだが、お手元の資料1のアンダーライン部分を御覧願う。

教育長の任命に伴い、本定例会の説明者が変更となっている。

この件については、本日の本会議で報告するので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

本木委員

本会議前のお忙しいところではあるが、お時間を頂きたいと思う。

私たちは、今定例会で、議員提出議案として条例案を提案したいと考えている。

条例案の概要をお配りして、御説明させていただきたいと思う。

委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願いする。

委員長

それでは、自民の条例案の概要を事務局に配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

委員長

それでは、説明をお願いする。

本木委員

お配りした条例案の概要を御覧願う。

児童、高齢者及び障害者に対する虐待は、後を絶たない状況にある。虐待を防止するために、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法のいわゆる虐待防止3法が制定・施行されているが、いまだ県内の虐待件数はいずれも増加傾向にある。

虐待をなくすためには、虐待はいかなる理由があっても禁止されるものであるという認識を県民全体で共有する必要がある、そのためには虐待を絶対に許してはならないという強い姿勢を県が率先して示していく必要がある。

そこで、私たちは、虐待の禁止並びに虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止等に関し、県の責務等を明らかにし、基本的事項を定めることで、虐待の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、児童等の権利利益の擁護に資することとなる「埼玉県虐待禁止条例」案を提案したいと考えている。

各会派におかれては、お持ち帰りの上御検討いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

ただ今の件については、今後の議運で御協議いただきたいと思うので、よろしく願います。

委員長

3 その他に入る前に申し上げる。

本日から一般質問に入るが、質問時にパネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げる。

委員長

その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、59番藤林富美雄議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、（2）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・6月29日（木）の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（3）本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

平成29年6月定例会 議会運営委員会における発言
(平成29年6月26日(月))

委員長

1 発言通告書についてであるが、公明委員から発言を求められているので、これを許す。

権守委員

15番金子正江議員の発言通告書を、13時に開会された議場で初めて拝見した。そこには、「1 知事の政治姿勢について」の中に、「(2) 内心を処罰する違憲立法＝共謀罪法は廃止すべき」とある。この表記はおかしいものである。共謀罪法という名称の法律は日本にはなく、極めて不穏当な表現である。法律の正式名称は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」である。百歩譲っても、省略しての名称は「改正組織犯罪処罰法」である。したがって、15番金子正江議員の発言通告書にある「共謀罪法」については、法律の正式名称又は「改正組織犯罪処罰法」のいずれかとする 것을求める。また、質問の中で使用する法律名も、同様とすべきである。もし、「共謀罪法」というまやかしの不穏当な呼称が、本埼玉県議会の一般質問に使用されるとすれば、歴史的公文書である埼玉県議会会議録に永遠に残されてしまい、埼玉県議会の見識と品格が問われるものである。埼玉県議会の歴史に大きな禍根を残すことのないよう、法律の正式名称もしくは「改正組織犯罪処罰法」という表記に変更して一般質問を行うよう、金子正江議員に求めるものである。

委員長

ただ今の発言について、御協議をお願いします。

秋山委員

「共謀罪」という名称は、日本経済新聞や東京新聞の報道においても使用されている。その中には、法学者のコメントが掲載されているものもある。また、日弁連からも、「いわゆる共謀罪の創設を含む改正組織的犯罪処罰法の成立に関する会長声明」というものが出され、「共謀罪」という言葉が使用されている。さらに、知事が記者からの質問に対し、「共謀罪に関するテロ等準備罪と言われているところであります」と答えている。この法律は、国論を二分しているものであり、その中で、金子議員の質問は、多数の世論を代表する、一定の根拠のあるものである。このような背景がある中、提出した発言通告書を変更しろということは、それこそ議会運営に関して汚点を残すものである。また、石渡議員が「不穏当」として動議を出されたが、何が「不穏当」なのかという説明もされず、議長が採決したことも、議会運営として必要な公平・公正さを欠いていると思われる。我々としては、協議した上でこのまま一般質問させていただくこと以外の結論は考えられない。

田並委員

手続として、議長宛てに発言通告書を出し、許可されたものに対して動議を出すのはいかなるものか。また、正式名称が望ましいということは理解できるが、表現の自由の問題や、通称としての「共謀罪」という名称は、県民にも一定程度浸透しており、これが直ちに「不穏当」という指摘は当てはまらないのではないかと。我が会派としても、この動議には反対する。

田村委員

委員長、整理してもらいたい。先ほどの本会議で出されたのは、休憩の動議である。発言通告書の訂正を求める動議ではない。委員も勘違いされているのではないか。

田並委員

「発言通告書」と記載されているが…。

田村委員

これは議会運営委員会の協議事項である。本会議では休憩の動議が出されたので、我々も賛成した。今の秋山委員と田並委員の発言は、発言通告書の変更を求める動議を出したと誤解されていると思われる。発言を訂正していただきたい。

秋山委員

休憩動議そのものが異例である。一般質問が始まる前にいきなり出された場合、質問者だけでなく、傍聴人にも影響が及ぶものである。

田村委員

議論の内容が間違っている。委員長、整理していただきたい。

委員長

先ほど秋山委員から発言のあった、「不穏当として動議が出された」ということについてだが、本会議においては休憩の動議が提出され、所定の賛成者があり、議長が認め、休憩の動議が可決されたため、議運が開かれている状況である。

野本委員

秋山委員の発言において、「異例である」との表現があったが、休憩の動議が出されるということは決して異例なことではない。

田村委員

議運での協議事項と、本会議での事象を混同しないよう、委員長に整理していただきたい。

委員長

本会議における動議は、休憩を求める動議であり、議運において、先ほど公明委員から、動議を出すに至った理由の説明があったものである。

野本委員

議長の議事進行に口を挟むとは、全く余計なことである。

秋山委員

本会議において、休憩の動議が可決されたということは理解した。しかし、一般質問を行うに際し、議運において順番を決定し、議長に発言通告書を提出し、議長の許しを得たので登壇し、質問しようとしたところで休憩が入ってしまった。このような議会運営の前例はあるか。

田村委員

議長の議事整理権の下で本会議の運営は行われている。それだけのことである。

秋山委員

このような前例はあるのか。

野本委員

事務局は答える必要ない。

委員長

秋山委員に申し上げる。休憩の動議が提出され、議長の議事整理権において動議が成立した以上、議長はそれを諮らざるを得ないものであり、これに関して良いか、悪いかということは、議運の場において議論するものではない。

田村委員

委員長、休憩をお願いします。

委員長

暫時、休憩する。再開時間は、追って連絡を行うものとする。

(休憩したまま、本日の委員会は散会した。)

委員長

1 金子正江議員の発言通告書についてだが、この件については、昨日の議運において御協議いただいたところだが、関係会派の調整が整わず、議運、本会議とも再開できずに会議時間を過ぎることとなった。

そこで、議長においては、各議員に本日の開議の通知をいただいたところである。まず、金子正江議員の発言通告書について、昨日に引き続き御協議をお願いする。

権守委員

昨日も申し上げたとおり、金子正江議員の一般質問における発言通告書の項目に「共謀罪法」とあるが、「共謀罪法」という法律は存在しない。一般質問に当たり、言論の場である議会においては、正確な名称を用いるべきである。正式名称である「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が長くて分かりづらいというのであれば、せめて、一般的に通用する略称として「改正組織犯罪処罰法」と記載すべきである。仮に、「共謀罪法」という文言を使用するならば、「改正組織犯罪処罰法、いわゆる共謀罪法」と記載するか、新聞報道の際にも使用されているように、かぎ括弧付きの「共謀罪法」とすべきである。本日の新聞各紙もそのようになっている。それが常識である。そうした配慮もなく、単に「共謀罪法」と記載することは、看過できない。

そもそも、さきに成立した「改正組織犯罪処罰法」は、過去の廃案となった法案と名称も中身もイコールではない。私たちは、この当たり前のことを指摘し、御協議をお願いしたいだけである。

また、日本は法治国家である。法律に反対を表明するのは自由であるが、意図的に本来とは異なる名称を使用することで、成立した法律そのものを否定することは、国家秩序の根幹をなす法治主義を否定することとなりかねない。是非とも御理解、御協力を頂いた上で引き続き御協議をお願いしたい。

秋山委員

今の権守委員の話は、正式名称を使用すべきということであった。しかし、地球温暖化防止のための「パリ協定」など、略称で世間に広く通用するということはいくらでもある。むしろ、正式名称の方が分かりにくい場合もある。本日の東京新聞では、県議会の様子を報道した紙面の下に、学者などが「共謀罪」について批判したとの記事が掲載されている。世間では、「共謀罪」という表現が常識である。広く国民にも通用しているということは明らかである。略称がいけないということで正式名称を用いた結果、通告文書がいたずらに長くなることは避けるべきである。

もう一つ申し上げたい。議会情報ネットワークにおいて、発言通告書がアップされ、第1校、第2校とそれぞれの項目が修正を重ねながら確定していくプロセスが県民にも公開されている。明日28日に行われる、公明党の萩原議員の発言通告書も掲載されている。このプロセスを見ると、同じように議長は「共謀罪法」と記載された発言通告書を受け付けている。これを、一会派の思わくにおいて、修正するように押し付けるのは、議長の権限を侵すものである。

委員長

秋山委員に申し上げる。ただ今発言のあった議会情報ネットワークは、広く県民に公開されるものではなく、あくまで議員及び議会事務局職員の中において公開されているものである。

秋山委員

了解した。このように、議長の了解を得て議会内では公開されているものを、一般質問を行う際にいちいち修正に応じていたら、果てしなく時間がかかってしまう。それこそ、埼玉県議会の汚点となってしまいうため、「共謀罪法」のまま、一般質問させていただくものとしたい。

権守委員

秋山委員からお話があったが、我が会派としては、あくまで適切な略称で表記することを求めているのであり、わざと正式でない名称を使用するというのは、何か別の意図があるのではないかとさえ思ってしまうものである。法律を否定したいのであれば、このような手段を用いることなく、正々堂々と議事堂において訴えるべきである。我々としても、質問自体を制止しているわけではない。議事録に残る公式文書には、正式な名称を使用していただきたいということを主張させていただいている。

秋山委員

何でもかんでも正式名称を使用すべきという主張は通用しない。当然、発言に当たっては、適切に行うよう考慮した上で行っており、他の会派に御心配いただく必要はない。

権守委員

正式名称でなくとも、適切な略称を使用すべきと主張している。

委員長

種々御意見はあるようだが、限られた会期中で、これ以上議事予定事項を停滞させることは望ましくないと考える。ついては、本日の一般質問を予定どおり行わせていただきたいと思うが、御異議ないか。

< 異議なし >

委員長

御異議なしと認め、さよう決定した。

なお、発言通告書に係る協議のため、次回議運は一般質問1人目終了後とすることで、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

3 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、59番藤林富美雄議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、(2)次回議運の確認についてだが、先ほどのとおり一般質問1人目終了後とする。
なお、12時15分を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

平成29年6月定例会 議会運営委員会における発言
(平成29年6月27日(火)第2回)

委員長

1 金子正江議員の発言通告書についてだが、何か御意見はあるか。

権守委員

先ほど休憩中に新聞赤旗の記事を拝見させていただいた。そこに掲載されている記事では、かぎ括弧付きで「共謀罪法」と掲載されている。また、ホームページにおいても、同じくかぎ括弧付きで「共謀罪法」と表記されている。党中央の書き方の指示に従う必要があるのではないか。こうした常識的な配慮がされているということを申し添えさせていただく。

秋山委員

そのような点に、地方の我々が一律に拘束を受けるということはない。発言通告書の確定については、先例集122にあるとおり、平成6年3月22日の議運決定により、発言日の2日前までとされている。過去2回の緊急質問においても、発言通告書は事前に提出がされている。したがって、発言通告書は、議長によって受け付けられ、確定しているものである。他会派から意見があったとしても、それに従わなければならないものでもなく、確定したことについて、削除することということとはとんでもないことである。

なお、金子議員からは、一般質問は明日28日の一般質問3人目終了後に行いたいという希望を有していると伺っている。

委員長

協議が整わないようであるので、現在、提出されている金子正江議員の発言通告書に基づき、一般質問を行うことでよいか。

< 了 承 >

権守委員

公明党としても、議事を進行させることについては、了承する。しかしながら、本来、発言通告書に法律名を記載するのであれば、正式名称若しくは適切かつ常識的な略称を用いるべきであり、このことについて、強く申し添えさせていただく。

委員長

なお、金子正江議員の一般質問については、本日の一般質問3人目終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

秋山委員

何時に再開されるのか。

委員長

開始時間については、準備ができ次第、直ちに再開させていただきたい。

田並委員

一点確認させていただきたい。権守委員から発言のあった、発言通告書に記載する法律名は、正式名称若しくは適切な略称を使用するというのは、議運の決定事項ということか。

委員長

先ほどの発言は、意見を述べただけである。

委員長

2 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

3 その他の（１）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・6月29日（木）の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（２）本会議再開時刻についてだが、13時でよいか。

< 了 承 >

委員長

1 議案(第71号議案ないし第77号議案)及び請願の各委員会付託についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議員提出議案についての(1)条例案についてだが、去る6月23日(金)の議運で自民から提案のあった条例案1件が提出されたので、御報告する。

まず、ア 案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、イ 提案説明の有無の確認についてだが、議第10号議案は、提案者を代表して、39番立石泰広議員が提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、この議案の取扱いについてだが、本日の本会議の一般質問1人目終了後に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は議第10号議案の提案説明終了後の休憩中速やかに、ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の柱は、お手元の資料1のとおり、意見書13件であるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、案文については、さきの議運においてお願いしたとおり、本日午後5時まで提出して下さるようお願いする。

< 了 承 >

委員長

3 埼玉県浦和競馬組合議会議員の補欠選挙についてだが、同競馬組合議会議員であった並木正年議員、荒木裕介議員、柿沼トミ子議員、浅野目義英議員及び荒川岩雄議員が本日付けで辞職され、欠員が生じたため、5名を補欠選挙されたいとの依頼が、同競馬組合議会から議長宛てにあった。

この件については、今後の議運において、選挙の方法等について御協議いただきたいと思うので、よろしく願います。

< 了 承 >

委員長

4 テレビ広報番組についてだが、一般質問に関し事情の変更があったため、政策調査課長に説明させる。

政策調査課長

今定例会では、一般質問2日目の質問者が2人、一般質問3日目の質問者が4人となっている。

ところで、一般質問のテレビ録画中継については、既に当初の各登壇者の放送予定日が周知されていることから、予定どおり一般質問2日目の放送日に一般質問2日目の2人と、一般質問3日目に行われた金子正江議員の3人分を放送することとさせていただきたいと存じるので、御理解を賜るよう願います。

< 了 承 >

委員長

5 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

6 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、(2)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、議第10号議案の提案

説明終了後とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、12時15分を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時によいか。

< 了 承 >

平成29年6月定例会 議会運営委員会における発言
(平成29年6月29日(木)第2回)

委員長

1 議第10号議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、5番木下博信議員から質疑の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

3 その他に入る前に申し上げる。

請願に対する討論についての申合せ事項ただし書に基づき、討論を希望する場合には、特別委員会・7月5日(木)午後5時までに、私宛てに申し出てくださいよう、よろしく御協力願う。

本件については、最終日・7月7日(金)の議運で御協議をお願いする。

< 了 承 >

委員長

その他の(1)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・7月7日(金)の朝、午前9時30分とすることよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

平成29年6月定例会 議会運営委員会における発言
(平成29年7月7日(金)第1回)

委員長

1 各常任委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので御確認願う。

< 確 認 >

委員長

2 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願に対して討論を行いたい旨の申出はなかったので、御報告する。

委員長

3 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料1の案のとおり決定することに御異議ないか。

< 異議なし >

委員長

御異議なしと認め、お手元の資料1の案のとおり決定した。

委員長

4 意見書案についてだが、去る6月27日(火)・一般質問中日までに、各会派から提出された意見書案の柱13件について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料2の一覧表のとおり、共同提案5件となったので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

また、その他の1件は、各会派間で調整した結果、全会派一致とはならなかったが、意見書1件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので、御報告申し上げる。

委員長

5 埼玉県浦和競馬組合議会議員の補欠選挙について(1)選挙の方法についてだが、指名推選で行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、会派別配分についてだが、自民3、民進・無所属1、公明1とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、各会派において推薦される方については、次の本会議休憩中に、御報告をお願いします。

委員長

次に、(2) 選挙の日程についてだが、全ての議案の採決後に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

6 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

7 その他に入る前に申し上げる。

一般質問など議会における発言に当たっては、用語が不適切でないか、県民に誤解を与えかねない表現となっていないかなど、議員一人一人が県民の代表者であることを深く自覚し、十分に御留意くださるよう、改めてお願いします。

各会派におかれては、趣旨を御理解の上、よろしくお願いします。

委員長

その他の(1) 欠席議員の報告についてだが、議事課長に説明させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、13番江原久美子議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、(2) 次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、各特別委員長の報告終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、委員長報告に対する質疑等に関する発言通告の手続のため、午後2時を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、(3) 本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

平成29年6月定例会 議会運営委員会における発言
(平成29年7月7日(金)第2回)

委員長

1 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議案に対する討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議案及び請願の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その1)のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 知事追加提出議案についてだが、去る6月19日の議運において説明のあった、人事案件についてである。

まず、(1) 審議手続についてだが、人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することによりか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その2)のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

5 議員提出議案についての(1) 案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2) 提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(4) 委員会審査の省略の確認についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5) 討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(6) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

6 埼玉県浦和競馬組合議会議員の補欠選挙についてだが、候補者氏名を申し上げる。

44番萩原一寿議員、46番木村勇夫議員、54番武内政文議員、71番高橋政雄議員及び83番鈴木弘議員が、それぞれ、各会派から推選されているので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

7 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

8 その他の(1) 9月定例会の会期予定案についてだが、この件については、9月22日(金)から10月13日(金)の日程で、執行部と調整をしているので、報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

委員長

次に、(2) 本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。